

水産動植物の採捕について
(海面漁業・内水面漁業)

水産動植物の資源保護を図るため漁業者が漁業を営む場合および漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合、水産研究を行う場合を除いては「漁具・漁法の制限」また「採捕期間」「体長制限」が高知県漁業調整規則により定められています。

禁止期間外であっても漁業協同組合員以外の方は無断で採捕することはできませんので、ご注意ください。

また、違反対象の水産物の所持・販売をすると同規則により懲役や罰金が科せられますので、ご注意ください。

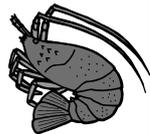
地域の皆さまにお願い

買わないことが、密漁者たちの不法行為を止めることにつながりますので、密漁品と思われるものは購入しないで、警察に通報いただくなどの協力をお願いします。

密漁現場を見かけたら、直ちに警察に通報してください。

違反者は、「6ヶ月以下の懲役」もしくは、「10万円以下の罰金」が適用されます。

◆海面漁業

名称	禁止期間	体長などの制限
いせえび	5月1日～9月15日	体長13cm以下
とこぶし・あなご	9月1日～翌年3月31日	殻長3cm以下
あわび	9月1日～翌年3月31日	殻長9cm以下
さざえ	9月1日～翌年3月31日	
てんぐさ類	9月1日～翌年2月末日	
ふのり	10月1日～翌年2月末日	
あらめ	10月1日～翌年6月30日	

◆内水面漁業

名称	禁止期間	体長などの制限
あゆ	10月15日～12月1日	全長10cm以下
	12月31日～翌年5月15日	
ます類	8月1日～10月15日	全長10cm以下
うなぎ	10月1日～翌年3月1日	全長21cm以下
こい	通年	全長15cm以下

※ます類については、あまこ・いwanaを含む。

守ろう！ニホンウナギ

全国的に漁獲量の減少が続いているニホンウナギは、平成26年に国際自然保護連合により絶滅危惧種に指定されました。

ニホンウナギを保護するため、県内すべての河川などの内水面で、10月から翌年3月までの間、ニホンウナギを採ることが禁止されました。

なお、全長21センチメートル以下のウナギは、これまで通り周年にわたり採ることが禁止されていません。

ニホンウナギの資源回復に向け、ご協力をお願いします。

お問い合わせ

佐賀支所海洋森林課水産振興係

☎55-3115(課直通)

高知県漁業振興課

☎088-821-4606



農地を貸したい方(出し手) 借りたい方(受け手) 募集中

高知県農業公社(農地中間管理機構)では、市町村・農業委員会などと連携し、出し手から農地を借入れ、受け手に貸付けする農地中間管理事業を実施しています。

◆貸したい方の募集(出し手)

日時 随時

対象農地

農業振興地域内の農用地(借受できない農用地もあります。)

機構集積協力金の交付

一定の条件を満たしている場合、機構集積協力金が交付される場合があります。

◆借りたい方の募集(受け手)

日時

隔月の偶数月の中旬から30日間

(公社ホームページで募集)

対象者

認定農業者、人・農地プランの中心経営体、集落営農組織、新規参入者など

お申し込み・お問い合わせ

公益財団法人高知県農業公社

☎088-823-8618

<http://www.kochi-apc.or.jp/>